

平成 28 年 12 月 14 日
人事委員会決定

人事委員会会議の公開に関する基準

- 1 会議は、東京都人事委員会議事規則第 6 条に基づき、審議案件（議案・報告）が次に該当する場合を除き、委員会の決議により、公開することができるものとする。
 - (1) 個人に関する情報で特定の個人が識別できるもの
 - (2) 公開することにより、審議や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
 - (3) 公開することにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - (4) 公開することにより、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - (5) その他、会議の公開が不適當であるもの
- 2 この基準は、平成 29 年 1 月 1 日以降に開催する人事委員会の会議から、適用する。